

ESCO事業の立案段階における手順等について

ESCO事業の立案段階において留意すべき項目に関する考え方を以下に示す。

1. 費用便益分析の考え方

フィージビリティ・スタディで省エネルギー効果が高い技術について検討し、事業として成立しうる技術を仮決定する。

仮決定した技術をもとに、事業期間を考慮し、CO₂削減効果が最大となる組み合わせにより、事業規模を算定する。

事業規模の算定に当たっては、次の費用を含める。

- ・ 現地調査、設計図書等の作成及びその関連業務に係る費用
- ・ 省エネルギー改修工事及びその関連業務に係る費用
- ・ 設備の維持管理に係る費用
- ・ 計測・検証に係る費用
- ・ 金利、その他

通常の改修事業を行った場合についても、上記の費用を勘案した事業規模を算定し、ESCO事業として実施した場合と比較して費用対効果を検証することとする。

光熱費削減分以内とする従来型の事業に加え、熱源又は空調機、変圧器等の更新改修費を初期投資として必要とする設備更新型の事業の可能性についても検証することとする。

ESCO事業としての適否を判断する際には、以下の要件を満たすこと。

- ・ 建物全体のエネルギー消費量が一定割合以上削減されること
- ・ ESCO事業としてふさわしい事業規模が確保されていること
- ・ 集約した技術全体の改修工事費を適宜想定した事業期間内の光熱水費削減額で賄えること

光熱水の原単位の設定については、次の例を参考とし適切に設定するものとする。

- ・ 電気 必要な場合は各月別または技術別に設定する。
- ・ ガス 一般用と空調用を設定し、空調用に関しては必要に応じて季節ごとに設定する。
- ・ 上下水 上水 + 下水の削減額として設定する。

2. 予算化の手続きについて

(1) 事業スキームの整理

予算要求に当たっては、フィージビリティ・スタディの検討結果を踏まえ、E S C O事業を実施する際の事業スキームを整理する必要がある。整理すべき事項は概ね次のとおりである。

契約方式

事業方式

事業期間

事業スケジュール

官民のリスク分担

業績監視

予算種別

なお、上記項目の整理に当たっては、次の点を考慮する。

契約方式

E S C O事業の契約方式には、ギャランティード・セイビングス契約及びシェアード・セイビングス契約がある。それぞれの特徴を考慮の上、方式を選択する。

事業方式

E S C O事業の契約方式には、B T O方式及びB O T方式がある。それぞれの特徴を考慮の上、方式を選択する。

事業期間

E S C O事業の事業規模に基づき、10箇年度を限度として事業期間を設定する。

事業スケジュール

契約、設計・建設及び維持管理をどの時期に行うかにより、予算の年度配分額に影響が出る。このため、予算要求段階に事業スケジュールを整理する。

官民のリスク分担

官民のリスク分担により、事業者が負担するリスク対策費を、事業費に積む必要かおる項目を整理する。

業績監視

業績監視を行う際に、財務状況等の監視のために、アドバイザーと契約する必要があるかを整理し、必要な場合はその予算確保に留意する。

予算種別

E S C O事業を実施する際の予算の種別は、施設整備費、施設施工庁費等が考えられるが、調整を要するので留意する。

(2) 予算要求項目

E S C O事業の実施に当たって、設計、施工、維持管理業務等を一括で行う複数年契約となることを踏まえて予算要求を行う。

E S C O事業の対象とするべき項目については、施設の修繕計画との調整を図り、改修内容の重複等が起こらないようする。なお、主な項目は、次の通り。

- ・現地調査、設計図書等の作成及びその関連業務に係る費用
- ・省エネルギー改修工事及びその関連業務に係る費用
- ・設備の維持管理に係る費用
- ・計測・検証に係る費用
- ・金利、その他

(3) その他

通常、事業を実施する場合は、原則として予算要求時と同じ工事種目で事業を実施する必要がある。このため、E S C O事業の実施において、予算要求時段階と事業実施段階での工事種目が異なることが想定される場合は、財務省担当部局と協議が必要となる場合がある。

3 . 長期供用計画の作成について

公共機関については、行政改革の中で今後も効率化が推進され組織の再編等が活発に行われていく可能性がある。E S C O事業は長期にわたる事業であるため、E S C O事業の実施に当たっては、組織変更等によるリスクについても留意する必要があり、施設群全体の運用計画の中で、長期的な視点に立った適切な当該施設の供用計画（長期供用計画）を立案する必要がある。

4 . 立案段階におけるリスクについて

「ESCO導入のてびき（自治体向け）」（（財）省エネルギーセンター）をもとにして表1のようにまとめた。

表1 立案段階において考えられるリスクと対応方法

リスクの種類	リスクの内容	対応方法
不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	一定額あるいは一定割合（1/100）を事業者が負担し、これ以外を発注者が負担する。あるいは協議事項とする。
		不可抗力終結迄の間、権利・義務を留保する。
物価の変動	急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響のあるもののみを対象とする）	計画の変更を行う場合、事業が継続可能であれば計画・設計に要する増分経費は双方で負担し、事業を中止する場合は、それまでかかった経費を双方話し合いの上負担する。
設計変更	発注者の提示条件、指示の不備によるもの	設計変更に関わる経費を発注者が負担する。また設計変更に伴う、施工費、運転管理内容及びその経費、省エネルギー保証を変更する部分については、事業者が提案内容の修正を行い、この結果を発注者と協議し、施工、運転管理、省エネルギー保証に関する契約内容の変更を可能とする。
	ESCO 事業者の指示・判断の不備によるもの	設計変更に関わる経費を事業者が負担する。設計変更に伴う施工内容及びその経費、運転管理内容及びその経費、省エネルギー保証の変更については、発注者が認める範囲での変更を行うことができるが、これ以外についての変更は認められない。ただし、契約内容の合意ができない場合は、発注者は契約交渉を終了することができ、設計に要した経費を事業者が負担する。
資金調達	必要な資金の確保に関すること（ギャランティード・セイビングス契約の場合）	資金調達は計画書に基づき発注者の責任で確保する。
	必要な資金の確保に関すること（シェアード・セイビングス契約の場合）	資金調達は計画書に基づき事業者の責任で確保する。